

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。

なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県県土マネジメント部まちづくり推進局建築安全課において閲覧できます。

令和六年五月二十四日

奈良県知事 山下 真

一 許可番号

令和六年二月二日奈良県指令建第一一二一四〇号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 令和六年五月十六日建第一〇三一一号

公共施設に関する工事の検査済証 令和六年五月十六日建第五九一〇号

三 開発区域又は工区に含まれる地域

橿原市久米町七五三番五、七五三番六、七五三番八、七五三番九、七五三番一〇、七五三番一一及び七五三番一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

五條市田園二丁目二番地の一

株式会社井上地所 代表取締役 檀山誠一

吉野郡大淀町大字北野一二四番地の一

廣崎由紀

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 橿原市久米町七五三番九

下水道 橿原市久米町七五三番九の一部